



ひとりで悩まないで！各相談窓口に相談してください！

コロナに関する 詐謗中傷被害の救済手段

新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染者や医療従事者が差別や偏見、心無い詐謗中傷など、人権が脅かされる事例が多く見受けられています。被害を受けたら、各相談窓口に相談してください。いずれの機関に相談しても、適切な相談機関へおつなぎします。

インターネット上の書き込み等への対応をしたいときには

書き込みのあったSNSのアドレス等を控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存するようにしましょう。プリントアウトが困難な場合は、カメラで撮影するなどして保存しましょう。

1 プロバイダ等への削除要請

プロバイダ等の利用規約を確認した上で、削除要請ができるかを判断します。

- ほとんどのプロバイダ等は利用規約を設け、プライバシーの侵害や差別的な書き込みを禁止しています。
- これらに違反する情報をプロバイダ等が削除し、利用者からの削除依頼の方法を定めています。

2 発信者情報開示請求 (プロバイダ責任制限法第4条)

- 匿名の発信者の情報を、損害賠償請求等を目的にプロバイダ等に開示請求することができます。
- 「請求者の権利の侵害が明らかであること」「請求者に発信情報の開示を受けるべき正当な理由があること」が条件です。
- 開示範囲は「氏名又は名称」「住所」「電話番号」など総務省令で定められた項目です。

詐謗中傷ホットライン、
地方法務局 へ

違法・有害情報相談センター
静岡県弁護士会 へ

犯罪として検挙を望むときには

捜査機関(検察・警察)に対する告訴が必要です。必要に応じて捜査が行われ、違法性の有無の判断を踏まえた措置が講じられます。

名誉毀損(刑法第230条)

- 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者(事実の有無は問わない)
- 3年以下の懲役・禁固又は50万円以下の罰金

侮辱(刑法第231条)

- 事実を摘示しなくとも公然と人を侮辱した者
- 拘留 又は 科料

民事上の対応を望むときには

手段は、当事者同士の話し合いによる「示談」、裁判所を通じた「調停」「民事訴訟」があります。本人自身又は弁護士に依頼して、請求することができます。

プライバシー権

- 憲法第13条の解釈により、保障される基本的人権と考えられています。
- プライバシー権の侵害は不法行為となり、損害賠償が可能です。

県警ふれあい相談室「#9110」、
最寄の警察署 へ

静岡県弁護士会、法テラス、
静岡県司法書士会 へ

人権侵害に悩んだときには

法務省の人権擁護機関への申告が必要です。必要に応じて調査(任意)が行われ、侵犯事実の有無の判断を踏まえた措置が講じられます。

人権侵害被害の申告

- ・人権侵害行為は人権を違反する行為
(=違法行為)です。

人権侵害全般の相談も受け付けています。

(相談・申告)
地方法務局
(相談)
静岡県人権啓発センターへ

職場でのトラブルに悩んだときには

職場のトラブルには、有給休暇等の取扱い、休業時の賃金の支払い、退職・解雇に関する事、コロナを理由としたハラスメントなどがあります。

県民生活センター労働相談、 労働局、県弁護士会へ

* 濃厚接触者は保健所が個別に特定し、検査や自宅待機等の適切な対応をとっています。

* 感染者及び濃厚接触者となり感染可能期間の隔離生活や自宅待機を終えて、職場や保育園等に復帰された方々は、感染リスクについて、なんら区別する必要はありません。

* 苦しかった闘病生活や長かった待機生活をやめて、引き続き、お互いに新しい生活様式を守りましょう。

主な相談窓口 ~被害で困っている場合はひとりで悩まず、まず相談しましょう~

相談窓口(運営主体)	相談方法	受付時間 (*は祝祭日を除く)
静岡県人権啓発センター	電話:054-221-3330	月～金 * 9:00～16:30
みんなの人権110番(法務省)	電話:0570-003-110	月～金 * 8:30～17:15
静岡県弁護士会 新型コロナウイルス何でも無料相談	電話:054-204-1999(※事前申込制)	月～金 * 9:00～12:00 13:00～17:00
法テラス・サポートダイヤル	電話:0570-078-374	月～金 * 9:00～21:00 土曜日 * 9:00～17:00
静岡県司法書士会	電話:054-289-3704	月～金 * 14:00～17:00
違法・有害情報相談センター(総務省)	インターネット: https://www.ihaho.jp/guide/index.html	24時間受付
誹謗中傷ホットライン (一社)セーファーインターネット協会	インターネット: https://www.saferinternet.or.jp/hibouform/	24時間受付
県民生活センター 労働相談	電話:0120-9-39610	月～金 * 9:00～12:00 13:00～16:00

小・中学生向け啓発動画「やめよう！コロナ差別」

県では、誰ひとり被害者にも加害者にもならない
“思いやりに満ちたふじのくに”を目指して、小・中学生向け啓発動画
「やめよう！コロナ差別」を作成し、静岡県公式 YouTube チャンネル
と静岡県公式ホームページ「ふじのくにネットテレビ」で公開しています。(動画時間:2分45秒)

動画を視聴してコロナ差別について学び、
感染者を温かく見守る思いやりのある行動を心掛けましょう。



内容は令和2年12月現在の内容です。掲載された告訴や請求、相談等は、被害の救済を保証するものではありません。

リーフレットに関するお問い合わせ先：静岡県くらし・環境部 県民生活課(電話:054-221-2175)

より詳しい内容は「相談窓口の手引」へ (<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/stop-madoguchi.html>)